

## 【取立届】について

金額に関わらず、取り立てを行った場合には、毎回、裁判所に取立届の提出が必要です。

口座振込等により毎月定期的に支払いを受ける場合にも、毎月必要となります。

以下は、取立届の記載例です。

記載例は記入箇所が赤くなっておりませんが、実際の記入は、黒のボールペンで行ってください（鉛筆不可）。

平成123年(ル・ナ)第456789号

裁判所から付された事件番号  
を記入します。

債権取立届兼取印書

「兼取下書」を線で消し、押  
印してください。

〇〇地方裁判所第〇民事部 御中

平成22年 6月 6日 (※提出日を記入。郵送の場合は記入日)

債権者 桜 咲子 (※あなたの氏名)

債権者 桜 咲子 (※あなたの氏名)

債務者 山田 太郎 (※相手方の氏名)

第三債務者 〇〇工業株式会社 代表取締役社長 川野 次郎  
(※相手方の勤務先)

上記当事者間の債権差押命令に基づき、債権者は第三債務者から平成  
22年5月31日 午前・午後 10時 金 150,000円を取り立てた  
ので届けます。

支払を受けた日時、金額を記入します。

なお、取り立ては

1 全額完了しました。

2 まだ継続しています。

3 残額については、取立不能ですので、既に取り立てた

金 円を除くその余を取り下げます。